

第3期
山辺町子ども・子育て支援事業計画
令和7年度～令和11年度
【概要版】



令和7年3月
山形県山辺町

1 計画策定の背景と趣旨

山辺町では、子ども・子育て支援法に基づき、平成26年度に「山辺町子ども・子育て支援事業計画」、また令和元年度に「第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育施設等の計画的整備」や「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」、「地域子育ての支援の充実」及び「子どもの貧困対策」に向けた施策を推進してきました。

「第二期山辺町子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度で計画期間満了を迎えることから、社会環境の変化や本町の子育てを取り巻く現状、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、子育て支援の取組をより効果的に推進するため、「第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定いたします。

2 計画期間

本計画の期間は、法に基づき令和7年度から令和11年度までの5年間とし、令和6年度に策定しました。また、計画内容と実態に大きな隔たりが見られた場合には、適宜、計画の見直しを行うものとします。

3 計画の基本理念

少子高齢化社会にあって、次代を担うこどもたちが健やかに生まれ、生き生きと育つことは町民すべての願いです。山辺町で育つこどもたちが、地域の人々の温かいぬくもりにつつまれて、子育てがしやすいと実感できるまちを目指します。

本計画においては、第二期計画の方向性はそのままに、基本理念を、『子育てをみんなで支えあい 育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔』と定め、引き続き理念の実現に向けた取組を推進します。

基本理念

子育てをみんなで支えあい
育てよう豊かな心 広めようあふれる笑顔

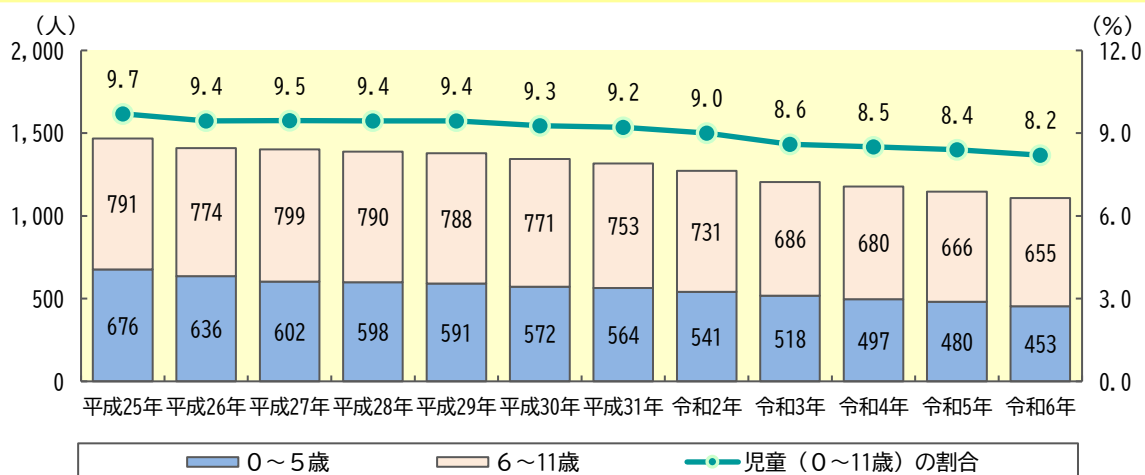


4 こども人口の状況



1 こどもの人口の推移

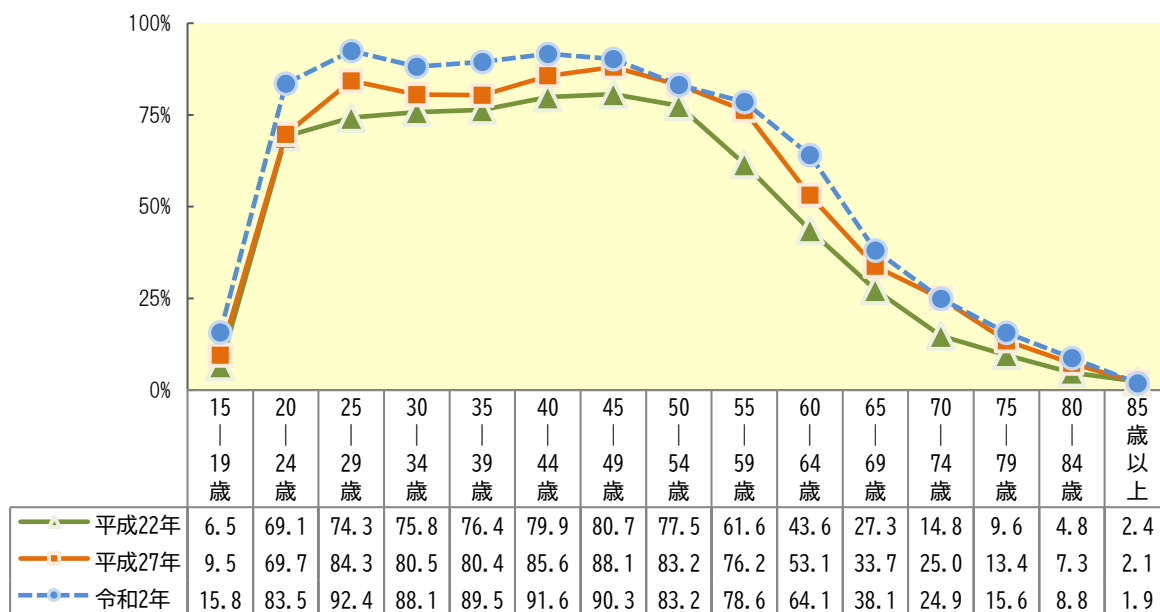
こども人口をみると総人口に対する児童(0～11 歳)の割合は低下を続け、令和6年には 8.2%となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

2 女性の年齢別労働力率

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産時期に労働力率が低下するM字カーブは、令和2年ではその底となる「30～34 歳」のカーブは浅くなっており、台形へと近づきつつあるのが分かります。また、平成22年、平成27年と比較すると、ほとんどの年代で上昇しています。



資料：国勢調査

5 子育てに関する施策の展開

第二期計画の期間満了に伴い必要な見直しを令和6年度までに行い、令和7年度からの5か年を期間とする本計画において改正後の指針に基づく本町に必要な施策を盛り込みました。

基本目標Ⅰ 安心して子育てのできる家庭環境とネットワーク社会づくり

推進施策1 地域における子育て支援

- 本町では、核家族世帯が増加傾向で推移しており、子育て家庭の共働き増加と相まって、地域における子育て支援が重要となっています。

施策	(1)地域における子育て支援サービスの充実、(2)保育サービスの提供基盤の整備、 (3)子育て支援ネットワークの構築、(4)子育て支援団体への情報提供・活動支援、 (5)子どもの健全育成の推進
----	--

推進施策2 母性・乳児～思春期までの健康の確保及び増進

- 母親が子どもを安心して産み、健やかに育てるためには、妊娠、出産、育児の切れ目ない支援が必要となります。

施策	(1)子どもの健康づくりの支援と健やかな発達の促進、(2)食育の推進、 (3)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
----	---

推進施策3 虐待防止対策の充実

- 子どもの虐待を防止するため、保護者の不安や悩みなどのストレスを早期に軽減するための取組を推進するとともに、地域社会全体で虐待の早期発見、対応ができる体制を構築することが重要です。また、虐待後の保護者と子どもが望ましい親子関係を構築することができるよう関係機関などと連携し、支援することが大切です。

施策	(1)子どもの権利を擁護するシステムづくり、 (2)いじめや虐待の防止・早期発見・対応体制の構築
----	---

推進施策4 障がいのある子どもを支援する施策の充実

- 障がい児やその保護者が、社会の一員として生きがいのある生活を営めるよう、保育所や放課後児童健全育成事業における障がい児保育事業などを推進するとともに、障がい児などの障がいの特性に応じた療育や教育を充実し、社会全体で障がい児が健やかに成長できる環境づくりに取り組むことも重要です。

施策	(1)障がい児の社会参加の促進、(2)障がい児家庭への支援
----	-------------------------------

基本目標Ⅱ 子育てと仕事の両立を支援するための社会づくり

推進施策1 職業生活と家庭生活の両立支援

- 町民や事業主などが仕事と家庭・子育てを両立(ワーク・ライフ・バランス)するための意識の醸成に取り組むことが重要です。

施策	(1)父親の家庭、地域生活の積極的参画の推進、(2)子育てしやすい就労環境づくり、 (3)企業等の子育て家庭支援推進の働きかけ、(4)子育て家庭の負担軽減、 (5)ひとり親家庭などの自立支援
----	---

基本目標Ⅲ 子どものための福祉と教育の充実

推進施策1 子育てを支援する生活環境の整備

- 子育て家庭が安心してのびのびと子育てをするためには、良質な住環境を確保することが重要です。また、天候に左右されずに遊ばせることができる施設も必要です。

施策 (1)安心して外出できる環境の整備

推進施策2 子どもの安全の確保

- 子どもの安全・安心の確保は、子育てしていくうえで最も重要なことです。子どもが交通事故や連れ去り犯罪に遭わないようにするためには、子ども自身に防犯の習慣をつけさせるとともに、地域社会全体で子どもを見守り、支援する取組が必要です。

施策 (1)交通安全教室の推進、(2)地域での自主防犯・防災体制づくりの推進、
(3)犯罪・事故などの被害から守るための活動の充実、(4)防犯教育・防犯運動の推進、
(5)犯罪被害などにあった子どもの保護の推進

推進施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- 家庭教育は、子どもの教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自制心などを育むうえで非常に重要なことから、保護者へ家庭での教育に関する重要性について広報などによる意識の醸成に取り組むことが重要です。

施策 (1)子育て意識の育成、(2)子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備、
(3)豊かなつながりの中での家庭教育の支援の充実、
(4)子どもの健全育成活動の推進と啓発

6 教育・保育の量の見込みと確保方策

1 教育施設(幼稚園、認定こども園)

- 幼稚園から認定こども園へ移行し、より一層、教育施設の充実を図るため支援していきます。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	173	172	169	167	165
1号認定	58	58	56	54	53
2号認定	115	114	113	113	112
②確保方策	195	195	195	195	195
特定教育・保育施設	190	190	190	190	190
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—
町外施設での受入	5	5	5	5	5
過不足(②-①)	17	23	26	28	30

2 保育施設(認定こども園、認可保育所)

- 認定こども園への移行により保育施設が増えたことに伴い、より一層、保育施設の充実を図るため支援していきます。
- 3歳未満児の受け入れ強化のため、保育士の確保に努めます。
- 町独自の保育料軽減策として、認可外保育施設に入所されている3歳未満児の保護者に対し、引き続き保育料の補助など必要な支援を行っていきます。

(単位:人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	176	174	170	165	162
2号認定	45	44	41	37	35
3号認定	131	130	129	128	127
0歳	24	24	24	24	24
1歳	51	50	50	49	49
2歳	56	56	55	55	54
②確保方策	179	179	179	179	179
特定教育・保育施設	160	160	160	160	160
2号認定	45	45	45	45	45
3号認定	115	115	115	115	115
0歳	15	15	15	15	15
1歳	41	41	41	41	41
2歳	59	59	59	59	59
地域型保育	19	19	19	19	19
3号認定	19	19	19	19	19
0歳	9	9	9	9	9
1歳	10	10	10	10	10
2歳	—	—	—	—	—
過不足(②-①)	3	5	9	14	17



7 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業名	見込み等	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 利用者支援事業（か所） （こども家庭センター型）	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	過不足	0	0	0	0	0
2 地域子育て支援拠点事業（人日）	量の見込み	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	確保方策	3,200	3,200	3,200	3,200	3,200
	過不足	0	0	0	0	0
3 妊婦健康診査事業（人回）	量の見込み	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000
	確保方策	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	過不足	0	0	0	0	100
4 乳児家庭全戸訪問事業（人）	量の見込み	60	59	57	57	55
	確保方策	70	70	70	70	70
	過不足	10	11	13	13	15
5 養育支援訪問事業（人）	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
	過不足	0	0	0	0	0
6 子育て短期支援事業（人日）	量の見込み	2	2	2	2	2
	確保方策	2	2	2	2	2
	過不足	0	0	0	0	0
	ショートステイ（人日）	量の見込み	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1
	トワイライトステイ（人日）	量の見込み	1	1	1	1
		確保方策	1	1	1	1
	ファミリー・サポート・センター事業（人日） （子育て援助活動支援事業）	量の見込み	110	110	110	110
		確保方策	110	110	110	110
8 一時預かり事業（人日）	量の見込み	150	150	150	150	150
	確保方策	150	150	150	150	150
	過不足	0	0	0	0	0
	① 幼稚園型（人日）	量の見込み	100	100	100	100
		確保方策	100	100	100	100
	② 幼稚園型を除く（人日）	量の見込み	50	50	50	50
		確保方策	50	50	50	50
	延長保育事業（人日） （時間外保育事業）	量の見込み	100	100	100	100
		確保方策	100	100	100	100
9 延長保育事業（人日） （時間外保育事業）	過不足	0	0	0	0	0

※「過不足」＝「確保方策」－「量の見込み」

事業名	見込み等	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
10 病児・病後児保育事業（人日）	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
	過不足	0	0	0	0	0
11 放課後児童健全育成事業（人） （放課後児童クラブ）	量の見込み	160	160	170	180	190
	確保方策	160	200	200	200	200
	過不足	0	40	30	20	10
1 年生（人）	量の見込み	61	57	56	52	54
2 年生（人）		56	52	51	49	49
3 年生（人）		27	25	27	30	31
4 年生（人）		6	16	19	22	24
5 年生（人）		5	5	9	15	18
6 年生（人）		5	5	8	12	14
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業（人日）	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
	過不足	0	0	0	0	0
13 産後ケア事業（人日）	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15
	過不足	0	0	0	0	0
	通所(ディサービス)型（人日）	量の見込み	10	10	10	10
		確保方策	10	10	10	10
	居宅訪問(アウトリーチ)型（人日）	量の見込み	5	5	5	5
		確保方策	5	5	5	5
14 妊婦等包括相談支援事業（回）	量の見込み	65	65	65	65	65
	確保方策	65	65	65	65	65
	過不足	0	0	0	0	0
15 乳児等通園支援事業（人日） （こども誰でも通園制度）	量の見込み	0	6	6	6	6
	確保方策	0	6	6	6	6
	過不足	0	0	0	0	0
0 歳児（人日）	量の見込み	0	2	2	2	2
1 歳児（人日）		0	2	2	2	2
2 歳児（人日）		0	2	2	2	2

※「過不足」＝「確保方策」－「量の見込み」

第3期山辺町子ども・子育て支援事業計画 概要版

発行日 令和 7 年 3 月

発行元 山辺町保健福祉課

住 所 〒990-0392 山形県東村山郡山辺町緑ヶ丘 5 番地

T E L 023-667-1107 F A X 023-667-1108

U R L <https://www.town.yamanobe.yamagata.jp/>